

介保第316号
令和5年3月27日

奈良県内高齢者施設等の長様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく調査について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」(施設内療養者1名あたり最大30万円)の補助(以下「補助」という。)については、高齢者施設等と医療機関との連携や、高齢者施設等における感染対策をさらに推進する観点から、位置づけ変更後は、「2. 補助の要件」を満たす高齢者施設等に限り、補助を実施することとなります。

については、補助にあたっての要件確認を行うため、下記のとおり調査を行いますので、別添「調査票」にて提出いただきますようお願いいたします。

令和5年5月8日以降は、本調査によりすべての要件を満たすことが確認された高齢者施設等のみ、補助の対象となりますのでご注意ください。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 調査内容 | 移行後の感染対策を含む施設内療養の体制の確保 |
| 2. 補助の要件 | ①医療機関の確保
②感染症の予防及びまん延止ため研修訓練実施
③オミクロン株ワクチンの接種
(注)補助の申請の際、別添「調査票」の記載内容を証明する資料を、
県や指定権者から提出を求めることがありますので、速やかに
提出できるよう適切に保管してください。 |
| 3. 提出期限 | 令和5年4月24日(月)※期限厳守 |
| 4. 提出先 | 奈良県介護保険課 <choju@office.pref.nara.lg.jp> |

施設整備係(調査について)
TEL:0742-27-8534
介護事業係(補助について)
TEL:0742-27-8532